

令和 5 年度
南房総広域水道企業団の人事行政の運営等の状況の公表について

当企業団の人事行政に係る公平性と透明性を高めるため、「南房総広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」(平成18年南房総広域水道企業団条例第1号)に基づき、次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況(4月1日現在)

| 区分 | 令和5年度 | 令和6年度 | 増減 | 増減の理由 |
|--------|-------|-------|-----|-------|
| 職員数 | 29人 | 29人 | 0人 | |
| [条例定数] | [33] | [33] | [0] | |

(注) 職員とは地方公務員法第3条第2項の規定による一般職である職員をいう。以下同じ。

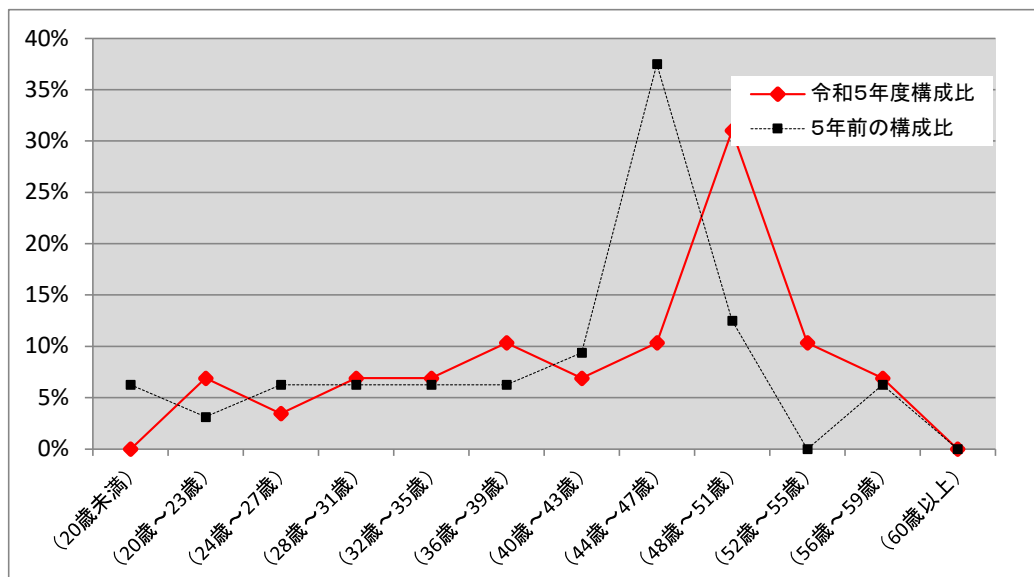
(2) 採用及び退職の状況 (令和5年4月1日～令和6年3月31日)

| 区分 | 採用者数 | | | 退職者数 | | | |
|-------|------|----|----|-------|----|-----|----|
| | 新規 | 中途 | 合計 | 自己都合等 | 定年 | その他 | 合計 |
| 令和5年度 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

(3) 年齢別職員構成の状況 (令和5年4月1日現在)

| 区分 | 20歳 | 20歳 | 24歳 | 28歳 | 32歳 | 36歳 | 40歳 | 44歳 | 48歳 | 52歳 | 56歳 | 60歳 | 計 |
|-------------|------|------|------|------|------|-------|------|-------|-------|-------|------|------|--------|
| | 未満 | 23歳 | 27歳 | 31歳 | 35歳 | 39歳 | 43歳 | 47歳 | 51歳 | 55歳 | 59歳 | 以上 | |
| 職員数 | 0人 | 2人 | 1人 | 2人 | 2人 | 3人 | 2人 | 3人 | 9人 | 3人 | 2人 | 0人 | 29人 |
| 構成比 | 0.0% | 6.9% | 3.4% | 6.9% | 6.9% | 10.3% | 6.9% | 10.3% | 31.0% | 10.3% | 6.9% | 0.0% | 100.0% |
| 5年前(R1)の職員数 | 2人 | 1人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 3人 | 12人 | 4人 | 0人 | 2人 | 0人 | 32人 |
| 構成比 | 6.3% | 3.1% | 6.3% | 6.3% | 6.3% | 6.3% | 9.4% | 37.5% | 12.5% | 0.0% | 6.3% | 0.0% | 100.0% |

(注) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがある。

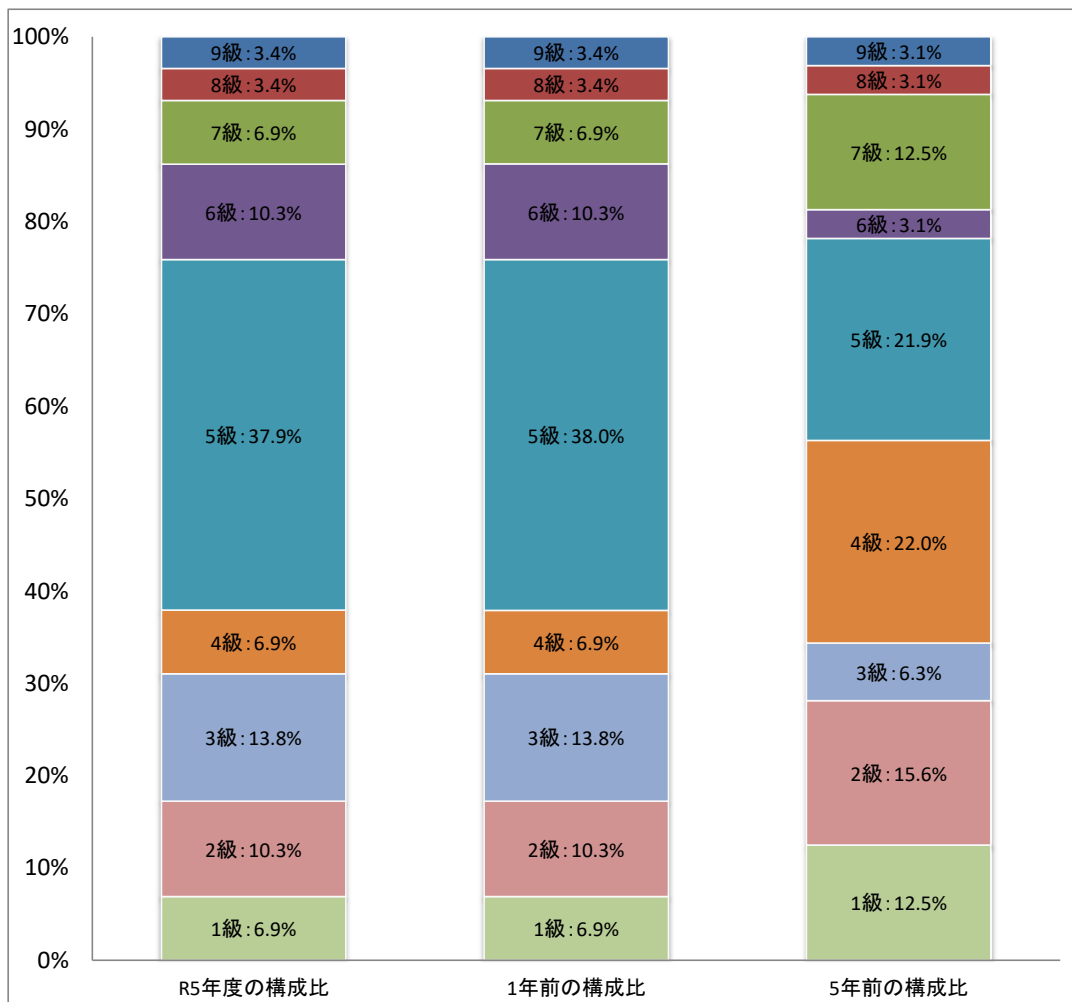


(4) 級別職員数の状況 (令和5年4月1日現在)

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比率 | 1年前の職員数 (令和5年度) | 5年前の職員数 (令和元年度) |
|----|----------|-----|--------|--------------------|--------------------|
| 9級 | 事務局長 | 1 | 3.4% | 1 | 1 |
| 8級 | 技師長 | 1 | 3.4% | 1 | 1 |
| 7級 | 課長、主幹 | 2 | 6.9% | 2 | 4 |
| 6級 | 主幹、副主幹 | 3 | 10.3% | 3 | 1 |
| 5級 | 副主幹 | 11 | 37.9% | 11 | 7 |
| 4級 | 主査 | 2 | 6.9% | 2 | 7 |
| 3級 | 副主査 | 4 | 13.8% | 4 | 2 |
| 2級 | 主事、技師 | 3 | 10.3% | 3 | 5 |
| 1級 | 主事、技師 | 2 | 6.9% | 2 | 4 |
| 計 | | 29 | 100.0% | 29 | 32 |

(注) 1 本表の級別区分及び標準的な職務は、「職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程」別表第1による。

2 構成比率は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがある。



2 職員の人事評価の状況

平成28年4月1日に施行された改正地方公務員法に基づき、当企業団では人事評価制度の見直しを行い、定期的な人事評価を実施しています。

人事評価の結果は、職員の任用や給与の決定などの人事管理の基礎として活用するなど、地方公務員法の趣旨に沿った運用を行っています。

3 職員の給与の状況

(1) 令和5年度決算における人件費

| 区分 | 総費用 A | 純損益又は実質収支 | 職員給与費 B | 総費用に占める 職員給与費比率 B/A | (参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率 |
|-----------|-----------|-----------|------------|---------------------------|----------------------------------|
| | 千円 | 千円 | 千円 | % | % |
| 令和 5年度 | 3,336,197 | △ 16,186 | 235,796 | 7.1 | 5.1 |

(注)1 総費用(A)は水道用水供給事業費用と資本的支出のうち建設改良費の額の計をいう。

2 職員給与費(B)には、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費(共済組合負担金等)を含む。

(2) 令和5年度当初予算における人件費

| 区分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | | 1人当たり給与費 B/A |
|-----------|----------|---------|--------|---------|---------|-----------------|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | |
| | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 令和 5年度 | 29 | 116,611 | 32,544 | 49,308 | 198,463 | 6,844 |

(注)1 給与費の計(B)は当初予算に計上した額である。

2 職員手当には退職手当を含まない。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額(令和5年4月1日現在)

| 平均年齢 | 平均給与月額 | 平均給料月額 | 諸手当 |
|--------|-----------|-----------|----------|
| 41.9 歳 | 432,900 円 | 351,700 円 | 81,200 円 |

(注)1 平均給料月額は、令和6年4月1日現在における給料月額を職員数で割った額である。

2 諸手当は、令和5年度決算における手当のうち、毎月支給するものの計を職員数及び月数で割った額である。

(4) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

| 区分 | 初任給 | 2年後の給料 | |
|-----|----------|-----------|-----------|
| 企業職 | 上級(大学新卒) | 196,200 円 | 208,000 円 |
| | 初級(高校新卒) | 166,600 円 | 176,100 円 |

(注)2年後の給料は、採用後2年間を良好な成績で勤務した場合の給料(標準で1年につき4号給の昇給)である。

(5) 期末手当・勤勉手当

| | |
|---------------------|------------|
| 1人当たり平均支給額(令和5年度決算) | |
| | 1,658 千円 |
| 令和5年度支給割合 | |
| 期末手当 | 勤勉手当 |
| 2.45 月分 | 2.05 月分 |
| (1.375) 月分 | (0.975) 月分 |
| 加算措置の状況 | |
| 職制上の段階、職務の級等による加算 | |
| 役職加算 5~20% | |

(注)1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 1人当たりの平均支給額は3年度決算の賞与引当金繰入額を含めた額です。

(6) 退職手当 (令和5年4月1日現在)

| 支給率 | 自己都合 | 勸奨・定年 |
|---------------------|--------------|--------------|
| 勤続20年 | 19.669500 月分 | 24.586875 月分 |
| 勤続25年 | 28.039500 月分 | 33.270750 月分 |
| 勤続35年 | 39.757500 月分 | 47.709000 月分 |
| 最高限度額 | 47.709000 月分 | 47.709000 月分 |
| その他の加算措置 | | |
| 定年前早期退職特例措置: 2%~20% | | |
| 退職時特別昇給: なし | | |
| 1人当たり平均支給額 | | |
| - 千円 | | |

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

(7) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

地域手当の支給に係る定めなし

(8) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

| 支給実績(令和5年度決算) | | 864 千円 | | |
|--------------------------|----------|------------------------------|--------------|-----------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算) | | 108,000 円 | | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度) | | 0.3 % | | |
| 手当の種類(手当数) | | 6 種類 | | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 | 令和5年度支給実績 |
| 用地交渉作業手当 | 業務課職員 | 公共用地買収交渉及び補償交渉等の業務に従事 | 日額 320円 | 無 |
| 浄水作業手当 | 浄水課職員 | 浄水場の運転に従事 | 月額 4,750円 | 有 |
| | | 活性炭注入作業に従事 | 日額 250円を加算 | 有 |
| 浄水作業手当 | 浄水課職員 | 汚泥処理作業に従事 | 日額 250円 | 有 |
| 高電圧作業手当 | 浄水課職員 | 高電圧送電中における受送電設備の点検、修理等の作業に従事 | 日額 250円 | 無 |
| 劇物取扱作業手当 | 浄水課職員 | 劇物の取扱作業に従事 | 日額 250円 | 有 |
| 夜間特殊勤務手当 | 浄水課職員 | 浄水場の夜間における監視及び点検に従事 | 1回 2,000円 | 有 |

(9) 時間外勤務手当

| 年度 | 支給実績 | 職員1人当たり平均支給年額 |
|---------|-----------|---------------|
| 令和5年度決算 | 10,299 千円 | 515 千円 |
| 令和4年度決算 | 10,273 千円 | 514 千円 |

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(10) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当の内容、支給単価及び令和5年度決算

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 令和5年度支給実績 | 支給対象職員1人当たり平均支給年額 |
|------------|---|-----------|-------------------|
| 管理職手当 | ○管理又は監督の地位にある職員に対し、その職に応じた定額を支給 (時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は支給しない。) 支給区分に応じて41,600円～108,100円を支給 | 4,790 千円 | 684,343 円 |
| 扶養手当 | ○扶養親族である子 10,000円 ※16歳から22歳までの子1人につき加算する額 5,000円 | 2,742 千円 | 274,150 円 |
| | ○子以外の扶養親族(配偶者、高齢の父母等) 6,500円 ※職務の級が8級の職員に係る支給額は3,500円 ※職務の級が9級の職員については支給対象外 | | |
| 住居手当 | ○借家の場合 (家賃16,000円を超える場合に限る。) 家賃の額に応じて28,000円を限度に支給 | 2,415 千円 | 268,356 円 |
| 通勤手当 | ○電車・バスを利用する場合 定期券代等全額支給(最も経済的かつ合理的であると認められるもの) ○乗用車等を使用する場合 使用距離に応じて2,000円～54,300円を支給 | 6,312 千円 | 233,774 円 |
| 休日勤務手当 | ○休日において正規の勤務時間に勤務した職員に対し、1時間当たりの給与額の135%を支給 | 862 千円 | 215,531 円 |
| 管理職員特別勤務手当 | ○管理職手当支給職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等に勤務した場合 支給区分に応じて2,000円～10,000円を支給 | 0 千円 | 0 円 |
| 夜間勤務手当 | ○正規の勤務時間として午後10時～翌日午前5時までに勤務した職員に対し、1時間当たりの給与額の25%を支給 | 835 千円 | 208,864 円 |

4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間（令和5年4月1日現在）

| 区分 | 勤務時間 | 開始時刻 | 終了時刻 | 休憩時間 | 休息時間 |
|-------------|---------------|-------|------------------|------------------------------|------|
| 通常の 日勤職員 | 朝型Ⅰ勤務 | 7:30 | 16:15 (16:00) | 12:00～13:00 (12:00～12:45) | — |
| | 朝型Ⅱ勤務 | 8:00 | 16:45 (16:30) | | |
| | 早出勤務 | 8:15 | 17:00 (16:45) | | |
| | A勤務 | 8:30 | 17:15 (17:00) | | |
| | B勤務 | 9:00 | 17:45 (17:30) | | |
| | C勤務 | 9:30 | 18:15 (18:00) | | |
| その他の 職員 | 1勤務当たり13時間45分 | 17:00 | 翌日8:45 | 2時間 | 30分 |

(注) 1 時差出勤制度を導入している。なお、9:30の時差出勤については、育児、看護、障害、遠距離通勤等の事情のある職員に限り選択することができる。

2 ()内は、育児、看護、障害等の理由により、休憩時間の特例措置の適用を受けた職員の勤務時間及び休憩時間である。

3 その他の職員とは、浄水場の運転管理に従事する交替制勤務職員をいう。

(2) 休暇・休業制度（令和5年4月1日現在）

① 有給休暇

| 休暇の種類 | 制度の概要 | 日数等 |
|-------|---|--|
| 年次休暇 | 1の年度につき最高20日間付与される休暇 (20日を限度として翌年度に繰り越すことが可能) | 1の年度につき20日 |
| 療養休暇 | 職員が負傷又は疾病のため療養する場合に、医師等の証明に基づき、必要最小限の期間について企業長の承認を得て付与される休暇 | 必要最小限度の期間 ★給与は90日を超えると半減 (精神疾患または妊娠に起因する 疾病によるものである場合は180 日) |
| 特別休暇 | 職員に選挙権の行使、結婚、交通機関の事故その他の特別な事由がある場合、企業長の承認を得て付与される休暇 | 必要と認める期間 |

② 無給休暇・休業

| 休暇の種類 | 制度の概要 | 日数等 |
|-------|---|-----------------------------|
| 看護休暇 | 職員が負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母、子等の看護をする場合に企業長の承認を得て付与される休暇 | 1人につき3年を超えない範囲 |
| 育児休業 | 職員が子の養育を行う場合に、企業長の承認を得て休業するもの | 子が満3歳になる日の前日 (期間中無給) |
| 部分休業 | 職員が子の養育を行う場合に、企業長の承認を得て時間単位で休業するもの | 小学校就学の始期 (1日2時間以内、時間分減額) |

5 職員の休業に関する状況

育児休業及び部分休業の取得状況

| 区分 | | 育児休業 取得者数 | うち両休業 取得者数 | 部分休業 取得者数 |
|-----------|------|--------------|---------------|--------------|
| 令和 5年度 | 男性職員 | 2人 | 0人 | 0人 |
| | 女性職員 | 2 | 0 | 0 |
| | 計 | 4 | 0 | 0 |

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況

| 区分 | 降任 | 免職 | 休職 | 降給 |
|-----------|----|----|----|----|
| 令和 5年度 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

(注) 分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反して行われる処分、公務能率の維持を目的として行われるもの。

(2) 職員の懲戒処分の状況

| 区分 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 |
|-----------|----|----|----|----|
| 令和 5年度 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

(注) 懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問うための処分で、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われるもの。

7 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇の取得状況 (平成5年4月1日～平成6年3月31日)

| 区分 | 総付与日数 A | 総取得日数 B | 対象職員数 C | 平均使用日数 B/C | 消化率 B/A |
|-----------|------------|------------|------------|---------------|------------|
| 令和 5年度 | 1,138.3日 | 363.6日 | 29人 | 12.5日 | 31.9% |

(注) 1日未満の端数は、1日を7時間45分に換算している。

8 職員の退職管理の状況

職員の退職管理については、地方公務員法第38条の6第1項の規定により、当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案して必要な措置を講ずるものとされていますが、当企業団は平成2年8月の設立で、職員の定年退職は令和10年度から発生する予定であることから、必要な対応は今後検討してまいります。

9 職員の研修の状況

職員の職務能力の向上を目的として、「千葉県自治研修センター」「夷隅郡市広域市町村圏事務組合」「日本水道協会」等の団体が主催している各種研修・講習に参加しています。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

「千葉県市町村職員共済組合」及び「千葉県市町村職員互助会」に加入し、職員の短期給付(医療関係等)・長期給付(年金関係)事業等の福利厚生事業を委任しています。

(2) 公務災害補償制度

地方公務員法及び地方公務員災害補償法に基づき、職員の公務上等の災害による負傷・疾病等に対し、「地方公務員災害補償基金」から一定の補償が行われます。
なお、令和4年度の補償件数は0件でした。

(3) 労働安全衛生

労働安全衛生法をはじめとする関係諸法令に基づき、安全衛生推進者を選任しています。また、南房総広域水道企業団職員安全衛生管理要綱に基づき、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成に努めています。
さらに、事業者の責任において職員の健康状態を把握し、健康障害や疾病を早期に発見するため、定期健康診断及び特殊健康診断を実施しています。